

三重県不正軽油撲滅対策会議設置要綱

(名 称)

第1条 本会議は、三重県不正軽油撲滅対策会議（以下「対策会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 三重県内における不正軽油の製造、流通及び使用の連鎖の断ち切りに向け、軽油を販売又は使用する民間関係団体及び行政機関がそれぞれ取組みを通じて相互に連携・協力し、適正な軽油の流通を図るとともに環境に悪影響を与える不正軽油の排除を目的とする。

(構成団体)

第3条 対策会議は、次の会員をもって組織する。

- (1) 三重県石油商業組合
- (2) 一般社団法人三重県トラック協会
- (3) 公益社団法人三重県バス協会
- (4) 一般社団法人三重県建設業協会
- (5) 中部経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課
- (6) 中部運輸局三重運輸支局整備担当
- (7) 四日市海上保安部
- (8) 鳥羽海上保安部
- (9) 三重県消防長会
- (10) 三重県警察本部生活安全部生活環境課
- (11) 三重県地域連携・交通部交通政策課
- (12) 三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課
- (13) 三重県防災対策部消防・保安課
- (14) 三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課
- (15) 三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課
- (16) 三重県雇用経済部新産業振興課
- (17) 三重県県土整備部建設業課
- (18) 三重県総務部税務企画課
- (19) 三重県総務部税収確保課
- (20) 三重県県税事務所所長会

(座 長)

第4条 対策会議の座長は、三重県総務部副部長（財政運営担当）が務める。

(調整事項)

第5条 対策会議は、次の事項について調整する。

- 1 不正軽油撲滅のための協力体制の構築に関すること
- 2 不正軽油撲滅のための取組に関すること
- 3 不正軽油の情報交換に関すること

(対策会議の開催)

第6条 対策会議は、座長が必要に応じて召集する。

(庶 務)

第7条 対策会議の庶務は、三重県総務部税収確保課が行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営について必要な事項は、会員の総意により定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月19日から施行する。

この要綱は、平成16年9月 7日から施行する。

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

この要綱は、平成19年9月25日から施行する。

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

この要綱は、平成24年9月 5日から施行する。

この要綱は、平成25年9月 3日から施行する。

この要綱は、平成26年9月 8日から施行する。

この要綱は、平成29年9月 6日から施行する。

この要綱は、令和 4年9月 7日から施行する。

この要綱は、令和 5年9月 5日から施行する。

この要綱は、令和 7年9月 3日から施行する。